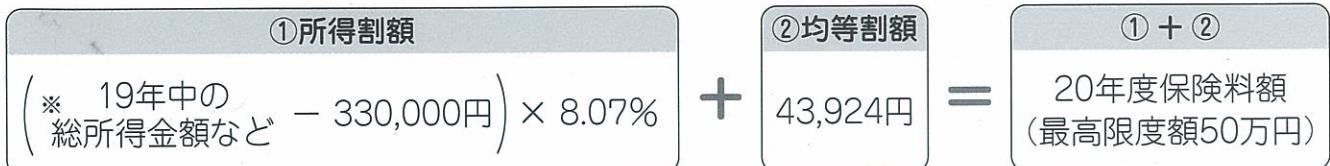


後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の 保険料額決定通知書を送付します

平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月上旬頃送付します。

平成20年4月から始まりました後期高齢者医療制度(長寿医療制度)では、被保険者一人ひとりに保険料をご負担いただきます。保険料額は平成19年中の所得に応じて計算しています。

■保険料の計算方法



*総所得金額などとは収入額から控除額を引いた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）は含みません。

19年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額などが一定金額以下の場合は均等割額が軽減されます。

■保険料のお支払い方法について

① 4月から特別徴収（年金からのお支払い）されている人

平成20年度保険料額から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額が、10・12・2月に分けて特別徴収されます。100円未満の端数は10月分で徴収されます。ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替などでのお支払い）に変わる場合があります。

② 制度に加入する直前に被用者保険（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった人

9月までは軽減措置により保険料は徴収されません。10月から平成21年3月までの間に軽減後の額（2,196円）が特別徴収、又は普通徴収により徴収されます。

③ ①、②以外の人

7月から普通徴収でお支払いいただくことになります。普通徴収の納期は7月から翌年3月までの毎月9回です。

ただし、普通徴収の人でも10月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際には、特別徴収に関する通知書を事前にお送りします。

特別徴収の対象となる年金額が年額18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える場合などは、特別徴収されず、普通徴収でお支払いいただくことになります。

なお、災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは町の窓口にご相談ください。

問い合わせ 播磨町役場保険年金グループ ☎ 079（435）2581